

## えひめ地域材の家建設推進事業制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、愛媛県が協定金融機関、(社)愛媛県木材協会(以下「木材協会」という。)と連携し、県民が地域材を利用した木造住宅の建設資金又は購入資金について協定金融機関から融資を受ける場合に金利等の優遇措置を受けられる制度を整備し、もって木造住宅の建設推進及び地域材の利用拡大を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「えひめ地域材の家建設推進事業」(以下「推進事業」という。)とは、県民が「えひめ地域材の家」の建設又は購入に必要となる資金融資を、協定金融機関から受ける場合に金利等で優遇を受ける事業をいう。
- (2) 「えひめ地域材の家」とは、県内で生産された製材又は集成材(構造用集成材の日本農林規格に適合するもの若しくは化粧ばり構造用集成材の日本農林規格に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するもの)を別表に掲げる主要部材にその体積の30パーセント以上使用して建設する木造住宅をいう。
- (3) 「在来工法」とは、住宅の構造を支える主要部材に木材を用いた軸組工法をいう。
- (4) 「桝組壁工法」とは、木材で組まれた桝組みに構造用合板その他これに類するものを打ちつけた床及び壁により建築物を建築する工法をいう。
- (5) 「協定金融機関」とは、第6条の規定に基づき県と推進事業に関する協定を締結した金融機関をいう。

### (対象住宅)

第3条 この要綱において、優遇措置を受けることのできる住宅は、次の各号のいずれにも該当する住宅(以下「対象住宅」という。)とする。

- (1) えひめ地域材の家
- (2) 在来工法又は桝組壁工法(桝組壁工法に類する工法を含む。)により建設される木造住宅
- (3) 県内に事務所を有する施工業者により建設される木造住宅

(融資対象者)

第4条 この要綱において、融資対象者(以下「対象者」という。)は、融資を受けようとする協定金融機関の建設資金又は購入資金の貸付けを受けて県内に対象住宅を建設する者とする。

(金利等の優遇適用)

第5条 前条で定める対象者が協定金融機関から融資を受ける場合に適用される金利等の優遇条件は、次条の規定により県及び協定金融機関の間で締結した協定で定める。

(県と金融機関との協定)

第6条 県及び協定金融機関は、次の事項について協定を締結する。

- (1) 対象住宅について対象者が受ける優遇措置の内容
- (2) 協定期間
- (3) その他

(県と木材協会との協定)

第7条 県及び木材協会は、次の事項について協定を締結する。

- (1) えひめ地域材証明書の交付
- (2) 協定期間
- (3) その他

(報告)

第8条 県は、協定金融機関から「推進事業」による住宅ローンの実施状況について、報告を求めることができる。

(地域材証明書の交付)

第9条 協定金融機関から優遇措置を受けようとする者は、えひめ地域材証明申請書(様式第1号)に製材業者の納材証明書(在来工法住宅にあつては様式第2号、枠組壁工法住宅にあつては様式第3号)を添えて、協定金融機関を経由して木材協会に提出しなければならない。

2 木材協会は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、えひめ地域材証明書を協定金融機関を経由して申請者に交付するものとする。

( 地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金制度の併用 )

第 1 0 条 「愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金制度」と「推進事業」制度を併用することができるものとする。

( その他 )

第 1 1 条 この要綱に定めのない事項については、土木部長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成 1 9 年 2 月 8 日から施行する。

別表 ( 第 2 条関係 )

主要 部材	在 来 工 法	土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、 桁、梁、筋かい、小屋束、 棟木、母屋、垂木
	桝組壁工法等	土台、床根太、端根太、側根太、 まぐさ、天井根太、たるき、むなぎ、 壁の上桝及び頭つなぎ、壁のたて桝、 筋かい